

熊本牧場における防疫対策について ＜防疫対策の自己点検＞

家畜改良センター熊本牧場では、褐毛和種の育種改良・種雄牛生産をしています。前号（[NLBC 家畜衛生通信第 19 号](#)←クリックすると第 19 号へリンクします）では、衛生管理区域における物品等の搬入出についてご紹介しました。今回は、防疫対策の自己点検についてご紹介いたします。

熊本県では、毎月 20 日を「くまもと家畜防疫の日」とし、『口蹄疫等の悪性家畜伝染病の防疫対策を一層徹底すること』としています。この日に併せて熊本牧場でも「防疫パトロール」を実施しています。これは、獣医師職員 1 名と家畜担当一般職員 1 名がペアになり、場内の消毒施設や消毒薬の状況、来場者記録表の記載内容を確認したり、全職員へ「防疫自己点検表」を配布し記載してもらい防疫に対する意識レベルの維持向上につなげています。「防疫パトロール」の結果は、毎月開催している「防疫担当者会議」で報告して不備があった場合は改善するよう周知しています。なお、パトロール時に急いで対応すべきものが見付かった場合には、直ちに担当者に指示して改善するようにしています。

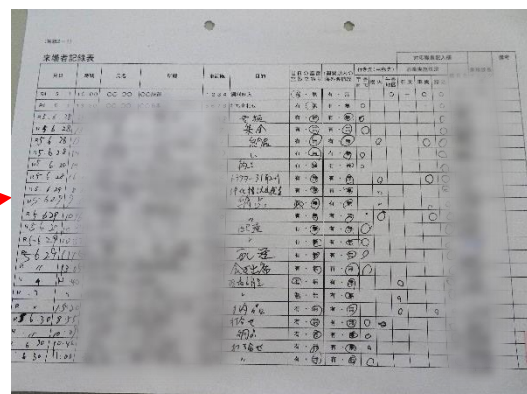
では、「防疫パトロール」、「防疫自己点検表」「防疫担当者会議」の具体的な取組についてご紹介いたします。

防疫パトロール

毎月 20 日に獣医師職員 1 名と家畜担当一般職員 1 名が場内の消毒施設や踏込消毒槽を点検するとともに、来場者記録表の記載内容に不備が無いか確認しています。消毒施設は外来車両を消毒する自動消毒ゲートで使用する消毒薬の有効性を試験紙で確認したり、ノズルや心臓部であるポンプの点検も実施し、メンテナンスが必要な場合は防疫担当者として選出している技術専門職員が中心に整備を行います。踏込消毒槽は、薬液の確認はもちろんの事、消毒槽の破損の有無も確認します。冬季には、消毒タンクからの配管の一部が凍結により破損していたことがあり、直ぐに修理を行い対応しました。このような点検が日頃の防疫へとつながっています。



庁舎入口の受付



来場者記録簿



踏込消毒槽の確認



車両消毒ゲートの消毒液の噴霧を確認



ポンプの稼働状況も確認



消毒薬の有効性（濃度）の確認
（第四級アンモニウム塩試験紙を使用し、噴霧口から消毒薬の有効成分が適正な濃度で噴出し
ていることを確認している）



上のスティック：浸漬前
下のスティック：浸漬後

防疫自己点検表

A 4 用紙 1 枚に両面印刷で、表面は全 22 項目のチェック内容があり、過去 1 か月間の全職員一人一人の防疫実施状況を振り返るようにしています。裏面には、農林水産省消費・安全局動物衛生課の家畜防疫情報や、熊本県の家畜保健衛生所が発行する家保だよりの情報を掲載し、最新の情報を全職員で共有しています。

防疫点検表(個人用)

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」です。
1か月の自身の防疫実施状況について振り返りましょう。

項目	チェック内容	チェック欄(○)	チェック欄(×)
通動	病原体に汚染される可能性のある場所へ立ち入った衣類及び靴で通動していない。	はい	いいえ
防疫エリアへの入退場	入場時及び退場時に指定消毒槽での徹底消毒を実施している。	はい	いいえ
	出勤時及び退動時に手指の消毒を実施している。	はい	いいえ
衛生管理区域への入場	専用の作業衣及び長靴を着用し、手指の洗浄及び消毒、指定消毒を実施の上、入場している。同時に外来者にも実施させている。	はい	いいえ
	※外来者は消毒済又は新品の手袋を着用する場合は手指消毒を省略可。	はい	いいえ
衛生管理区域からの退場	外来者には衛生管理区域進入記録表に記録させている。	はい	いいえ
	専用の作業衣及び長靴を脱ぎ、手指の洗浄及び消毒、指定消毒を実施の上、退場している。同時に外来者にも実施させている。	はい	いいえ
衛生管理区域からの移動	衛生管理区域から、専用の作業衣及び長靴で区域外に出ている。	はい	いいえ
物の畜産施設に立入った場合	当日の間に衛生管理区域に立ち入っていない。やむを得ず立ち入る場合、シャワー等で身体洗浄及び全ての着衣の更替を行っている。	はい	いいえ
外来者への説明等	外来者には事前に注意事項を説明し、当場の防疫体制に理解を求めている。	はい	いいえ
	外来者には、来場の際、庁舎に立ち寄るよう誘導している。	はい	いいえ
	来場時に注意事項(裏面に記載)の遵守を口頭確認している。	はい	いいえ
	来場時に、来場者記録表に記録させている。	はい	いいえ
	入場時に、場内移動用長靴を着用させている。	はい	いいえ
	作業者の入場時には、当場職員が同行し、案内している。	はい	いいえ
	※飼養に入ります作業等、家畜防疫上適切な対応が認められている場合に限り、同行を省略することは可能。	はい	いいえ
衛生管理区域への物品の搬出入	病原体に汚染されている可能性のある場所からの物品は持ち込まれていない。	はい	いいえ
	※業務上やむを得ない場合、適切な方法で洗浄・消毒を行った上で持ち込むことは可能。	はい	いいえ
	衛生管理区域内での作業に必要な物品は持ち込んでいない。	はい	いいえ
	衛生管理区域から持ち出す物品は、洗浄・消毒を行っている。	はい	いいえ
車輛の制限(通動車両)	通動車両は、車輛進入防止柵から奥に進入していない。	はい	いいえ
	通動に使用する車輛で、病原体に汚染される可能性のある場所へは立ち入っていない。	はい	いいえ
	※出勤時に停車すれば通動可能。	はい	いいえ
車両の制限(公用車)	公用車で場外に外出又は帰場する際、指定消毒及び脱着シート等でハンドルの消毒を実施している。ただし、場内(農場等)への出入りを除く。	はい	いいえ
	公用車で防疫エリア・衛生管理区域に出入りする際、車両消毒を行うとともに脱着シート等でハンドルの消毒を実施している。	はい	いいえ
車両の制限(外来者)	外来者の車輛は、車輛進入防止柵から奥に進入していない。ただし、農場職員立会いの下、車輛消毒、脱着シート等でハンドルの消毒及び場内専用マットを敷いた場合に限り進入可能。また退場時に車輛消毒及び脱着シートでハンドルの消毒を実施させている。	はい	いいえ

チェック日:令和 年 月 日

氏名: _____

家畜の衛生と防疫情報

農林水産省ホームページより

◆韓国で口蹄疫が発生！◆

◆韓国では、2023年5月に4年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

- 口蹄疫の出入口に看板を設置するなどにより、関係者以外への立入を制限しましょう。
- 農場の出入り時は、専用の靴・衣類を着用し、手指を消毒するとともに、持ち込む物品や出入りする車輛の消毒を徹底しましょう。
- 畜舎の出入口に専用の靴の着脱や指定消毒槽等を設置することにより、出入りする人の靴底の消毒を徹底しましょう。
- 従業員の方も含め、口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控えるとともに、これら国の農場からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- 毎日、飼養家畜の健康観察を行い、振動しい症状があれば直ぐに通報しましょう。

口蹄疫は発熱や食欲不振に始まり、泡状のよだれを流したり、口、鼻、ひづめ、乳房に水疱(水ぶくれ)ができるのが特徴です。1頭のみに着目せず、群としての異常の有無を確認することが重要です。

蹄底消毒槽の消毒液は汚れると効果は薄れるので、まず汚れを落としてから消毒しましょう！車輛を消毒するときは、タイヤだけではなく泥除けの内側部分まで消毒しましょう！

外来者への注意事項

口来場当日に他の家畜関係施設(自宅の畜産施設を含む)、家畜伝染病の発生リスクが高まっている地域※に立ち入らないこと。
※口蹄疫等の家畜伝染病発生地域又は野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されており、農林水産大臣が指定する地域(大匠指定地域)

口過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国していないこと。
口過去4か月以内に海外で使用した衣類及び靴を当場に持ち込まないこと。
口その他、当場から指示された防疫に関する事項をすること。

防疫自己点検表(表)

家畜防疫に関する情報(裏)

防疫担当者会議

毎月20日の「防疫パトロール」を終了した翌週に防疫担当者会議を開催しています。構成メンバーは「熊本牧場における家畜衛生対策要領」で規定しています。

防疫担当者会議では、各種規程の改正、防疫演習及び国内外で発生している家畜疾病情報の共有等を議論しています。また、この場で「防疫パトロール」の結果を報告し、改善が必要な事項等を共有しています。

防疫演習の様子

以上のような取組により、職員一人一人の防疫に対する意識を高めるとともに、会議では改善事項を議論・共有することで、牧場の防疫体制を強化しています。

関連情報

- ・農林水産省消費・安全局 家畜の病気を防ぐために

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html

- ・「くまもと家畜防疫の日」の制定について

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/77/1394.html>

- ・城北家保だより

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/79/112825.html>

(以上)